

第3回愛知県困難な問題を抱える女性支援及びDV防止基本計画（仮称） 策定検討会議 議事概要

1 日時

令和6年2月22日（木）午前10時から正午まで

2 場所

愛知県三の丸庁舎8階 801会議室

3 出席者

委員14名

4 会議の概要

(1) 開会

(2) あいさつ

福祉部長

(3) 議事

議題1 「愛知県困難な問題を抱える女性支援及びDV防止基本計画（仮称）」の策定等について

議題2 その他

5 議事 要旨

以下のとおり。

<議題1>

「愛知県困難な問題を抱える女性支援及びDV防止基本計画（仮称）」の策定等について

【事務局】

資料1、資料2及び参考資料1により説明

【千喜良委員】

- 参考資料1のp.4に「一時保護、母子生活支援施設のルール（スマホが使えない等）」が被害者のニーズに合っていないので、相談者は利用したくない」とのパブリック・コメントでの御意見があるが、これはまさに現場の最前線でよく聞く話である。これに対し愛知県としては「一時保護中の生活ルールの運用のあり方等について、支援対象者のニーズを踏まえて継続的に検証」とされている。名古屋市では実際に、大学生の女性で家庭の関係性が良くなく帰住先が無くなってしまった方の対応に苦慮したケースや、18歳を超えた若年の特定妊婦で、住むところも含めた生活支援が必要となるケース等もあった。今年度、一時保護の打診をしたものの、スマホが使えない等の理由で一時保護に至らなかった案件もあり、女性の居所を含む支援に奔走し、苦労した。
- 本計画において一時保護中のルールの見直しに触れていただいたことはありが

たいが、一方で、先日、愛知県女性相談センター主催の研修においては「これまでも実施してきた女性支援の実態に法律が追いついてきたものであり、4月以降も一時保護の取扱いは変えない」と言われ、市の職員や相談員はショックを受けた。計画においては「ニーズを踏まえて継続的に検証」という記載がされており、4月早々にルールが変わるというものではないとは思いますが、新法の趣旨を踏まえ、現場で本当に役に立つ一時保護のあり方等を実現していただきたいと切に思っている。

【亀井委員】

- 外国籍の方を支援している人から、外国籍の方等は、インターネットで「女性相談センターに保護されるとどうなるか」などの情報を共有されており、そのために一時保護を拒否することが多いと聞く。
- スマホ利用については、自立に向けて物件を探す際にスマホで物件探しをすることもできる。女性相談センターの一時保護において、危険性に応じて一定の場合にハードルを下げるといった対応もよいと思うが、女性相談センターでの一時保護以外の選択肢も用意できるとよい。
- 危険性が高いケースでは外部との連絡を絶つことも必要だと思う。ただ、女性の保護において女性相談センターが第一の手段である中、一時保護のハードルが高くと、保護できない人が多くなってしまふ。千喜良委員の発言にもあったように、最近DV被害以外にも、親から暴力を受けている大学生等のケースも多く、そういった女性はスマホを手放せない。さらに、精神的な安定を図るためには、外部とのつながりを遮断されるよりも、信頼のおける人とつながれているということが大切。例えば外国籍の方等では、それまで支援をしてきた民間団体とのつながりも絶たれてしまふと不安が増してしまふ。そういった点も考慮して、どのように選択肢を増やすか、考えていけると良いと思う。
- 婦人保護施設の成願荘では、一時保護委託中は携帯電話が使えないが、措置入所になったら、人によっては携帯電話が使えるように運用を変えられたと聞く。そのように、運用の組み換えを具体的に検討していただく必要がある。「検証していく」という記述だけでは、何をどう検証していただけるかが不明確。

【後藤座長】

- これまで支援対象としては比較的年齢層の高い女性が多かったかと思うが、18歳～20代等の若年女性への支援も非常に重要。子どもの問題につながる点でもある。

【野口委員】

- 携帯電話について、過去に入所されていた方で、携帯電話をお持ちでないはずなのに、部屋から話し声がしたので、本人に話を聞いてみると、実は携帯電話を持っていることが発覚したということがあった。その後、施設には内緒で親や友人と連絡を取られ、それまで関わりのなかった親が入所者を引き取ることになり、仕事も辞めて自立支援の半ばで急きょ退所されるという結果になってしまったことがあ

った。携帯電話を持つことについては、ケースバイケースで判断する必要があると思う。

【山本委員】

- 母子生活支援施設の愛知しらゆり荘や愛知昭和荘においては、一時保護委託の場合は携帯電話は使用不可で、入所になったらケースバイケースとしている。過去には、DVを理由に避難している母子で、母親は加害者に居所を知られることが怖いために携帯電話を使用していなかったが、子どもの持っているゲーム機から居場所がばれてしまい、結果として他の施設に避難せざるを得なくなったという事案もあった。GPS機能が付いたゲーム機でインターネット上で対戦をしていたことが原因だと思われるが、そのようなことから生命の危険に関わる場合もあるので、やはりケースバイケースで判断すべきだと思う。
- 一時保護委託中であっても園庭で遊ぶこと等ができるよう、愛知県にはルールを弾力的にさせていただきたいと思っている。危険が認められるケースもあったが、外出についてもケースバイケースで柔軟にさせていただきたい。

【亀井委員】

- 女性相談センターの一時保護所には複数の世帯の女性や同伴児童が入所することがあると思うが、同一の施設内で、ある子どもは庭で遊べる、ある子どもは遊べない、という状況や、人によって携帯電話を持てたり持てなかったりするという状況になることも想定される。人によってルールを変えるのであれば、当事者が自ら危険性を理解できるような説明や、携帯やゲーム機の取扱いや危険性についての説明等も必要だと思うが、実際にそのような対応をして、同一施設内でケースバイケースの対応がしていけるものなのか。

【山本委員】

- 当法人の母子生活支援施設では、実際にそのように運用できている。ルールをきちんとお話し、納得いただいた上で入所していただくようにしている。また、一時保護委託中の方は入所の方と空間を分けているが、他の入所者がいない間に静養室や学習室を使っただけという配慮もしている。ゲーム機の問題についても、入所時に説明をさせていただき、現在では改善されている。

【亀井委員】

- 女性相談センターでもそのような対応ができるかが課題だと思う。

【千喜良委員】

- 先ほど申し上げた大学生のケースでは、既に就職先も決まっており、就職先とのやり取りが必要だった。そのため、一時保護の標準期間が2週間程度とはいえ、その間も会社とのやり取りが必要なので、スマホを持たないという選択肢はなく、一時保護はできないという判断になった。

- 短い期間でもスマホが必要なケースもあり、また若い女性の場合は自立して社会人になる手前の段階にあり、大学を卒業できない、就職できないなど、ルール自体が本人の足かせになっては本末転倒だと思うので、ぜひその点を改善していただきたいと思っている。うまく柔軟に運用できている自治体もあると聞くので、できれば他の都道府県や市のケースを御確認いただく等して改善につなげていただけるとありがたい。

【増井委員】

- GPS等の難しい問題も理解しているが、支援という名の下、社会との断絶や通信の断絶など、DV加害者や支配する人と同じようなことをしてしまっていないか、また内緒で通信をする支援対象者等に対し、それを悪いことだと決めてしまっていないか、本質に立ち返る必要があると思う。一時保護中や入所中の暮らしについての議論があったが、その先には地域での暮らしが待ち受けており、その際には自分で通信機器や外出も含めて安全を守っていかないと日常生活は営めない。その継続性を踏まえ、我々が支援という名の下していることが、実は人権を奪っていたり支配になっていたりすることがあるということを改めて考えることが、今の議論の中でとても重要だと思う。
- 支援の難しさも分かる一方で、時代も変わっており、遠方に逃げたとしても、それだけでなく、心の線を引ける、ノーと言えるということ培っていく支援が必要。法律的な支援を使って加害者との窓口を弁護士に担っていただく、保護命令で接近を防ぐなどの様々な支援があるが、物理的に遮断をするという対応では限界の時代が来ているという共通認識の下、計画期間の5年間でより良い被害者支援や一時保護、入所支援を愛知県で実現していただけると良いと思う。

【井上委員】

- 千喜良委員の御発言にもあったように、これから一時保護のルールを見直すという点については、一度きちんと確認した方が良いと思う。生活ルールは時代に合わせて運用していくべきであり、計画に記載する以上、ルールの検証がされるということが表明されるべき。
- 一方で、家族等からの執拗な追求などから入所者の安全を守るという観点からは、スマホ等の機器は、つながりを持たせることもできるが、ある意味で危機にさらすこともできる機器であると思う。こういった問題は、県女性相談センターのルールを見直すだけで何とかなるものではないかもしれない。強固に守らなければいけない方と、そうではない、早期に自立に結び付けそうな方とを別の場所ですみ分けて保護をすることで、もう少し被害者に寄り添った支援ができるのではないかと思うので、この点は、早急に考えていくべき。一時保護中のルールの見直しに加え、女性相談センターに限らず、すみ分けをした保護についての検討も進むとよいと思う。

【後藤座長】

- 安全を守るという点と、今後に向けての自立、一般的な生活に戻れるような支援ができていくということは非常に大切であり、研修や支援の場において、現場の方々にそういった趣旨が伝わるのが大切だと思う。スマホのルールの問題や、ほかにも難しい課題がいくつもあると思うので、現場のニーズを踏まえ、どのようにピックアップして検討していくかが重要となる。

【事務局】

- 女性支援法の制定の背景に、全国的にルールの厳格化等により、特に若年層の女性が支援を受けること自体をためらうという問題もあったと認識している。そうした中で、時代や支援対象者のニーズに応じてルール等の運用を変えていかなければならないと考えている。ルール等の運用のあり方については、今後、できるだけ早期に検討を開始し、見直しの方向も含めて、現場の御意見も踏まえてしっかりと検討していきたい。携帯電話や外出については大きな課題であるが、リスクがあることも事実であるので、ケースバイケースでの対応や、また施設のハード面等も考慮し、各施設でどのような運用ができるかも御意見をお聞かせいただきながら、個別に検討していく必要があると考えている。

【片岡委員】

- 子どもへの性暴力は5～6歳から始まり、学生になっても問題が続くことがある。DV、虐待、性暴力は関連性が大きい一方で、本計画案では女性支援と子ども部門との連携が読み取りづらいが、どのようになっているのか。
- 性暴力被害者支援についてはワンストップ支援センターや連携センター等、体制が整ってきたが、それは現状であり、これからどう発展していくのが大切。この計画では、子どもの性被害の事案について、DVがある家庭であれば母親が困難な問題を抱える女性＝支援対象者となると思うが、子どもと母親との一体的な支援はなされるのか。

【事務局】

- 子どもに関しては、国ではこども家庭庁が児童虐待について専門的に扱っている。一方でDVや婦人保護については我々の部門で扱っており、支援にあたっては児童相談所と女性相談センターというそれぞれの専門機関での対応となるが、行政機関として、連携して支援していく必要があると考えている。そのためにも関係者間の連携を強化することが重要であるので、支援調整会議等の場を活用していきたい。

【片岡委員】

- 具体的に対応する機関は個々にあると思うが、問題の背景が複雑になっており、複合的なリスクを抱えている方も多く、一つの機関だけで解決できないことが多い。支援調整会議等の連携の場を作るなど、うまく関係機関がつながれるようにすることが重要だと思う。

【増井委員】

- 連携していくためには共通理解が必要。今では、児童相談所は、まだ相談をしていないDV被害者に最も多く出会う機関になっていると思う。また、婦人相談所は同伴児童として多くの子どもに出会う機関になっている。連携にあたって、共通理解や共通言語を持たないと、会議を開いても、それぞれの役割の押し付け合いになってしまうという現状もこれまでに見てきた。そのため、研修等で、児童相談所においてはDVや支配への理解を深めるなど、まずは相互の理解を深めていくことが、より良い連携・協働の基盤づくりになると思う。

【井上委員】

- 豊田加茂福祉相談センターには、児童相談所もあり、また女性相談センターの駐在室もあるため、連携がとりやすい環境にある。児童虐待の半分以上の事案が警察からの面前DVの通告によるものであり、DVケースに出会うことが多いので、御本人の希望にもよるが、臨機応変に女性相談センターにつないで一緒に話を聞くことができる。また、各市で女性相談を実施していることも多く、例えばケースによっては豊田市とも連携して、市の女性相談につなぐこともある。逆に、市役所からも、女性相談を入口として相談があったが、児童虐待で危険があるため児童相談所につないでくるというケースもあり、現場では個々のケースにおける連携が中心になっている。
- 今後、支援調整会議に期待したいこととして、個々のケースでのつながりは落ちやすいので、谷間なく、落ちがないような形にできることが望ましい。児童虐待も、関係機関の中で落ちがたくさんあったことから要保護児童対策地域協議会ができ、そのことでだいたい網が細くなったと思う。女性に関しても支援調整会議がうまく機能することで落ちのない連携ができると良いと思う。また、参加する機関もそれぞれ手探りだと思うので、会議の設置についても支援が必要だと考えている。

【亀井委員】

- 参考資料2の2024年度予算(案)に「支援調整会議の開催」とあるが、どの機関が主催となるのか。抜け落ちる支援機関が生じないか懸念がある。特に民間団体については、支援内容について関係者に概ね知っていただいている場合は良いが、後発の団体等で、支援していることを公的機関に御理解いただけていないと、支援調整会議への参画で落ちてしまうと思う。そのため、民間の方から積極的に支援に関わっていることを話した上で参画できるようにしていただく必要があると思う。
- 法律上も民間団体との協働ということが明記されているが、民間団体が何をしているかということを知っていただく必要がある。逆に民間団体側も、市区町村や県の相談員がどのような支援をされているのか、また施設ではどのような対応をされているか、知っているようではなかなか分からないということが多いと思う。まずは相互理解を深めることが重要。特に最初の研修では丁寧にお互いに理解し合う内容

を入れていただかないと、支援調整会議自体が成り立たないということにもなって
しまう可能性があると思う。

【事務局】

- 互いに相手のことが分かっていないと連携は成立しないと思う。支援調整会議には関係する機関や団体は全て入れる必要があると認識しており、そのための情報の収集を我々で十分に行っていく必要があると考えている。例えば本県においても民間支援団体と話す場は持っているので、各団体の取組や、地域の状況等の情報をしっかりと共有した上で、各地域の支援調整会議の参画団体を十分に検討し、開催に向けて進めていきたい。初めて設置される会議体であるので、設置後も委員の皆様など関係者からのお知恵をいただき、よりよい連携の場となるよう補強していきたい。

【座長】

- 支援調整会議の前提として、関係者の相互理解が重要。そのためにも、例えば研修でのグループワーク等を通じて互いの立場を理解し合う等した上で会議を開くといったことも今後必要になると思う。その上で、会議のあり方について試行錯誤しながらよりよいものにしていけるとよいと思った。

【可児委員】

- 計画案 p. 48, 49（支援機関相互の連携・協働の促進）では児童相談所について触れられていないが、支援調整会議等の連携の場に児童相談所が関わることが想定されるのであれば、そのことを計画に明記した方がよいのではないか。

【事務局】

- 支援調整会議については、県全体の施策の方向性等を議論する会議のほか、福祉相談センターの所管地域単位での会議も設置したいと考えている。この各福祉相談センターレベルの会議において、児童相談センターの参画をいただくことが重要だと考えている。多くの関係機関が想定されるために計画案 P. 48, 49 に個別の機関名の記載はしていなかったが、児童相談センターにも必ず参加していただきたいと考えている。なお、児童と女性の支援は一体的に行う必要があるという観点から、県全体の施策を議論する本日の会議の場にも井上委員（豊田加茂福祉相談センター長）にも御参画いただいているところである。

【亀井委員】

- 可児委員が提案されたように、p. 48, 49 に具体的に児童相談所という文言を入れるお考えであるという理解でよいか。児童虐待防止法とDV防止法が改正され、児童相談所と配偶者暴力相談支援センターの連携について明記されたことから、本計画においてそのことが配慮されないのは大きな問題だと思う。

【事務局】

- 具体的な文面については検討させていただくが、児童相談所について追記させていただく。

【亀井委員】

- 実際の支援における児童相談所との連携の難しさは、なごみ等での性暴力被害者支援においても感じていらっしゃると思う。自分たちも、支援対象者がDVや子どもへの性暴力など複合的な事案を抱えている場合、児童相談所の関わりが重要になってくる。そこがうまくいかない事例を目の当たりにしているので、ぜひ計画には児童相談所との連携について盛り込んでいただきたいと思う。

【増井委員】

- 心理的支援についても記載があるが、やはり生活の支援、心理的支援、法的に権利を守られる支援の3つが揃わないと自立に向けた支援やエンパワメントは難しいと感じる。P. 49の今後の取組に民間支援団体との連携・協働内容として「居場所の提供やアウトリーチ支援等」と記載されているが、ここに「心理的支援等」も入れていただけると、整合性がとれ、トラウマやPTSDも踏まえた、地域での生活における継続的な支援につながるのではないかと思う。児童相談所や婦人相談所では継続的な関わりは現実的には難しいと感じるので、民間団体との連携が活用できる部分であると思う。
- DVで別居を始めた当初や、困難な問題を抱える女性が一人で暮らし始めた当初は孤独・孤立の問題が大きいので、手続きの支援や生活を支えるだけでなく、心理的支援が必要。自分の実施した調査でも、通える場があることや、聞いてもらえる場所があるということが大きな支えになっているということが分かっている。ぜひ「心理的支援」を入れていただくとより整合性がとれ、またそのような取組をされている民間団体の活用にもつながるのではないかと思う。
- 女性支援相談員等のリファー先となる社会資源、つなげられるメニューがあることは重要。行政や施設としても送り出し先があることで支えになる。そういった取組をしている自治体があるとも聞くので、ぜひ検討していただきたい。

【事務局】

- 心理的支援の充実は重要であると認識している。計画案 P. 49にある民間支援団体の活動への支援については、来年度から開始する新規事業として事業費の助成を行うことを想定したものである。これは国庫補助金を活用した助成であり、補助金の使用目的がある程度限定的になっているため、この文章に「心理的支援」を書き加えることは困難である。ただ、心理的支援を行う団体との連携は非常に重要であることから同じ p. 49に「民間支援団体との意見交換会や事例検討を実施し、様々な支援の場で活動する民間支援団体との連携を促進」と記載させていただいており、こうした場等を通じて、心理的支援を行う民間支援団体があれば、情報交換や連携

を行っていきたい。

【片岡委員】

- DVや虐待、性暴力被害があると、その後も20年、30年とずっとPTSDを抱えることになる。そういった点の支援を行わないと、自立の支援をしても続かず、中には引きこもりになる方もいる。現状では、クラウドファンディングで資金を調達しないとそういった女性に支援が提供できない状態なので、民間団体への支援については広く捉えていただき、少しでもそういった活動に御協力いただけるとよいと思う。

【亀井委員】

- 名古屋YWCAの方からも聞くが、家から出ることができたとしても、メンタルサポートが十分でないとならば就労にも結び付かないものの、そういった心理的支援の活動への補助がこれまでなされてこなかった。これまで、いかにメンタルサポートが必要かという理解が得られてこなかったので、女性支援法の趣旨も鑑み、計画等に組み込んでいくことが重要だと思う。かけこみ女性センターあいちでも、マインドフルネスやアロマセラピー等、精神のリラクゼーションができるようなプログラムを始めたが、このような取組を無償で行うことは困難。今は共同募金のお金を充当できたので何とか無償でできている状況である。
- シェルターの活動への助成に関しても、活動内容を決めつけて限定するのではなく、DVやその他様々な被害を抱え込んでいる人にとってどのような対応が必要かということを引きとらえて把握して助成の対象にさせていただけると良いと思う。

【辻川委員】

- 計画案 p.24 (学校関係者、医療関係者等への周知) について、医師会等の協力のもとに周知を図るとあるが、医療機関では、病院に来ていただかないと分からないというところがある。それよりも、ケアマネージャーや相談支援専門員、ヘルパー等の自宅に行かれる方たちによる支援対象者の発見が非常に多い。本人が直接御来院いただいでご相談いただくことよりも、そういった方たちから相談が入ることの方が多という印象がある。医師会「等」に含まれているのかもしれないが、例えば「福祉関係者」等の文言を入れていただき、そういった方たちに対しての通報先や適切な対応の周知などが具体的になると良いと思う。
- 参考資料 p.5 にパブリック・コメントでの精神疾患や知的障がいのある方の一時保護委託先についての御意見があるが、県での委託先確保の現状はどのようなか。
- 一時保護中のスマホ使用のルールについて、時折精神科の病院への入院の相談があるが、精神科の病院では最近ではスマホやゲーム機の持ち込みが可能な病院が増えてきており、入院という仕組みの中で制限がかけられず、持たせなければならないということも出てくるので、その点も含めて精神科の利用の仕方も今後重要になってくると思う。

【後藤座長】

- ヤングケアラー支援においては、在宅のヘルパーさん等の関心も高く、発見した際のつなぎ方なども確立されつつある。女性支援においても、医療関係者として医師だけでなく、訪問先で発見された場合にも、まずはどこにつなぐか等の情報の周知が必要ということだと思ふ。

【事務局】

- 医療機関向けのマニュアルについては、既存のマニュアルの活用等を想定した記述となっているが、ケアマネージャー等による支援対象者の発見も多いと認識している。計画への記載については検討させていただく。
- 一時保護委託先として、これまで委託先施設種別をなかなか拡大できていなかったところである。他の自治体では生活保護関連施設や障害者福祉施設等を委託先として確保しているところもあるので、そういった事例も参考にしながら、委託先の拡充を検討したいと考えている。

【山本委員】

- パブリック・コメントの御意見の中に、精神疾患や知的障がいのある方は一時保護や母子生活支援施設への入所が難しいとあるが、当法人の母子生活支援施設では、ほとんどの方が精神疾患を抱えており、また知的障がいがある方も入所されている。毎週母と子の両方を対象に臨床心理士等によるカウンセリングを実施している。精神疾患や知的障がいを理由に入所が難しいということはないと思うが、そのように感じていらっしゃる方がいるのであれば広報が不足しているのだと感じる。

【亀井委員】

- 当方のシェルターでは、入所後に、スタッフが支援対象者の知的障がいに気が付いたこともあった。情報の秘匿が必要な場合で、入所後に障がいが発覚すると危険な状況になり得る。ただ、知的障がいを理由に施設への受入が不可となっているとは感じないので、ケースバイケースで対応していただいていると思う。このような御意見を出された背景には、現場の相談員等で、過去に女性相談センターに精神疾患等を理由に一時保護を断れたことが多かったのではないかと推測される。

【山本委員】

- 若年女性の支援について、愛知昭和荘では、女性限定だが、児童自立生活援助事業所Ⅱ型としても運用を開始することとしている。

【亀井委員】

- 助産師や訪問看護を行う看護師についても、女性支援法ができたことで、職務関係者としての関心を持っていただけるようにしてほしい。医療機関向けDV対応マニュアルは主に医師を対象としていると思うが、看護師やケアマネージャー等も含

め、この計画の中身が周知徹底されるようにしていただきたい。

【東委員】

- 児童相談所との連携について、研修に関しては児童相談所職員も対象として記載されているが、実際の支援においてどのように現場の声を活かし連携を進めていくかが課題であり、だからこそ関係機関として文言を入れてほしいという御意見が出ていると思う。例えば、p. 48 の【現状と課題】に「DVのみならず、女性支援に関わる関係機関が相互に情報を共有し」とあるが、ここに「児童（子ども）に関わる」などといった記載をしていただければ、児童に関する課題もあると認識してもらえらると思うので、ご検討いただきたい。

【佐藤委員】

- 計画案 p. 34 に記載の一時保護中の生活ルールの運用のあり方等について、スマホやGPSの取扱いが大きな課題であるところ、そういった具体的な文言が全く記載されていないので、この表現の中で埋没してしまわないかという懸念がある。

【森委員】

- 女性支援法には人権擁護委員等の協力についての条文があるが、法務局には法務大臣から委嘱された人権擁護委員がいることから、人権擁護委員がどのような関わりをさせていただくのかを確認したい。これまでの話から、支援調整会議に人権擁護委員が参画するイメージかと思うが、県ではどのように考えられているか。

【事務局】

- 県レベルでの支援調整会議においては法務局に御参画いただくこととしたい。各地域レベルの会議等において、人権擁護委員に御参画いただくことは可能か。

【森委員】

- 例えば要保護児童対策地域協議会には人権擁護委員が参画しており、そういった地域での活動も可能。法務省からも、そのような協力依頼があれば積極的に協力するよう言われているところであり、オーダーがあれば参画することは構わないと思う。県単位では本日の会議のような場が支援調整会議になるかと思うが、市町村の支援調整会議にもオーダーがあればぜひ参加させていただきたい。また、地域ごとの会議では、法務局のそれぞれの支局の職員が参加することもできると思う。
- 法務局には「女性の人権ホットライン」という専用電話があり、DVや虐待に関する相談も多く寄せられる。法務局ではいろいろな相談ツールを持っており、LINEやメールでの相談も受けている。法務局では調査救済業務も実施できるが、迅速な対応はできないので、主に専門の機関や団体を案内している。DVや虐待の相談は、メールやLINEでの相談が圧倒的に多く、電話よりもそちらに媒体が移っており、電話よりも文字で悩みを相談したい人が多くなっているという印象がある。

【渡邊委員】

- 外国籍の方の各種手続きの中でDVも含む様々な相談を受けるが、いろいろと相談した結果、最終的に施設入所の話になると、断られる方が多い印象がある。明確な理由は尋ねないが、おそらくスマホを始めとする様々な制限がネックになっていると思われる。施設側の対応の課題もあると思うが、今後どのように対処していかるか、検討を進めていただきたい。

【増井委員】

- 計画案 p.24「SNS上の子供の～」という箇所です。「子供」の「供」が漢字表記になっている。計画全体の表記を見直していただけると良い。

【後藤座長】

- 本日いただいた御意見に基づいて計画案を修正させていただく。最終的な文言については事務局と自分に御一任いただければと思うが、よろしいか。

(異議なしの声により承認)

【後藤座長】

- それでは、自分と事務局において計画の最終確認をさせていただく。

<議題2>

その他

【事務局】

参考資料2により説明

- 来年度から、女性相談センターは「女性相談支援センター」に名称変更を予定している。
- 本日いただいた御意見を基に、座長と事務局において計画の最終確認をさせていただき、3月下旬を目途に計画の策定・公表をさせていただきたいと考えている。
- 参考資料2の予算(案)については、公表済み資料であるが、予算議案は現在議会に提案しているところである。また、女性相談センターの名称についても同様に3月末に議決をいただき、4月1日から名称変更となる見通しである。

【亀井委員】

- 民間支援団体への助成については、何月頃に決定されるのかなど、スケジュールの見込みはあるのか。

【事務局】

- 明確なスケジュールは未定だが、夏頃には助成先の決定ができるよう、できるだけ早期に進めていきたいと考えている。

【佐藤委員】

- パブリック・コメントでの御意見を受け計画案 p. 4 で「抱えている問題自体が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化しているとされています」と修文されたとのことだが、類似する内容として p. 29 に「女性が抱える困難は、DV被害、…住まいの問題等、多岐に渡っています。また、国籍や出自、疾病や障害の有無、性自認など、一人ひとりの背景も様々です。」とあるので、p. 29 の表現に統一してはどうか。

【事務局】

- 検討させていただく。

【千喜良委員】

- p. 34 の一時保護中の生活ルールの運用のあり方等についての記述について、先ほど事務局から早急に検討を開始していくとお答えいただいたので、早急に見直しを行い、新しい運用をできるようにというニュアンスが伝わるように記載していただくことについて、御検討いただきたい。

【事務局】

- 表現や文言については検討させていただく。

以上